

18歳まで払い出し制限のあるジュニアNISA

払い出せないからこそ、トータルリターンを意識した運用が大事

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の2回目はジュニアNISAについて。ジュニアNISAはNISAに似たしくみですが、18歳まで払い出し制限がある点が大きく異なります。また、ジュニアNISAの資産はあくまで口座開設者本人のものです。これらを踏まえて、ジュニアNISAの活用法を検討します。

1. ジュニアNISAの制度概要

ジュニアNISAの制度概要は、次の図表の通りです。

ジュニアNISAの制度概要

	ジュニアNISA	(参考)NISA
口座を開設できる人	その年の1月1日において20歳未満の国内居住者	その年の1月1日において20歳以上の国内居住者
各年の新規投資額の上限 (非課税枠)	2016年～2023年:80万円	2014年・2015年:100万円 2016年～2023年:120万円
口座開設数	全期間を通じて1人1口座のみ	1年ごとに1人1口座
取扱金融機関の変更	変更不可	1年ごとに変更可能
非課税口座で 購入できる金融商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど (公社債、公社債投資信託は不可)	
非課税対象	非課税口座(未成年者口座)で保有している金融商品の 配当・分配金、譲渡益	
譲渡損が発生した場合	税務上なかったものとみなされる(他の口座と損益通算不可)	
非課税で保有できる期間	投資した年から5年間(ロールオーバーは可能)	
配当・分配金の 受け入れ先	課税未成年者口座で管理され、 払い出し制限がかかる	自由
購入した商品の売却	自由だが、譲渡代金は課税未成年者口座で管理され払い出し制限がかかる	自由
制度終了時の扱い	新規投資は2023年まで、2024年以後は既存口座につき20歳に達する年まで非課税で運用を行える「継続管理勘定」を設ける	新規投資は2023年まで、NISA口座での商品の保有は2027年までで終了することとなっている

(出所)大和総研作成

NISAが20歳以上の人のための制度であるのに対し、ジュニアNISAは20歳未満の人のための制度となっています。

ジュニアNISAのしくみはNISAと似ています。上場株式、株式投信、ETF、REITなどが対象であること、投資した年から5年間の譲渡益、配当等が所得税非課税となること、分配金再投資やスイッチングで非課税枠を消費すること、ロールオーバーが可能であることなどはNISAとジュニアNISAの共通点です。

ジュニアNISAとNISAの最大の違いは、「18歳までの払い出し制限」です。ジュニアNISAの未成年者口座¹で購入した上場株式や株式投信の売却は自由ですが、その売却代金は「課税未成年者口座」にプールされ原則18歳まで払い出すことができません。ジュニアNISAの未成年者口座で購入した上場株式の配当や投資信託の分配金も、「課税未成年者口座」にプールされ原則18歳まで払い出すことができません²。

より正確に言うと、口座開設者が18歳に達する学年の1月1日になったら、ジュニアNISAの払い出し制限が解除されます。すなわち、一般的には高校を卒業する年の1月1日から払出し制限が解除され、ジュニアNISAで形成した資産を大学や専門学校などの入学金・授業料などに充てることができるように設計されています。

要件外払出しは全くできないわけではないのですが、ジュニアNISAで得た譲渡益や配当等の利益すべてに課税されてしまうため、要件外払出しを行うことを前提とした資産形成は得策とは言えません。子どもが18歳になるまでは、親が管理しジュニアNISAから資金を引き出さないようにするという管理が一般的になるでしょう。

このほか、取扱金融機関を変更できないことや、年間の非課税枠が異なることなどもジュニアNISAとNISAの相違点です。

なお、ジュニアNISAで運用する資金は、口座開設者である子どものものであり、親や祖父母などのものではありません。一般的には、未成年の子ども自身がジュニアNISAで投資するための資金を持っているわけではありませんので、多くの場合は、親や祖父母などから贈与された資金を用いて、ジュニアNISAで投資を行うことが考えられます。

また、ジュニアNISAの口座開設者となる子どもは、株式や投資信託などの投資判断を行うだけの金融知識を十分に持っていないことが多いものと考えられます。このため、原則として、ジュニアNISAの口座開設者の親などの親権者等が、子どもを代理して資産の運用管理を行うことになるものと考えられます（以下では、ジュニアNISAの口座開設者の親が、子どもの資産の運用管理を行うことを前提にします）。

¹ ジュニアNISAでは非課税で上場株式や株式投信などを保有できる口座を「未成年者口座」と呼びます。未成年者口座で保有する上場株式や株式投信などの配当・分配金や売却代金は「課税未成年者口座」にプールされます。課税未成年者口座でも運用は可能ですが、所得税は課税されます。

² ただし、上場株式の配当については、配当の受け取り方法について、「株式数比例配分方式」以外の方法を選択すれば、課税未成年者口座以外の口座で受け取ることも可能と思われます（ただし、この場合は配当について所得税非課税の扱いを受けられず、課税されることになります）。

2. 他の所得税（運用益）非課税制度との特徴比較

ジュニアNISAと、他の運用益が所得税非課税となる制度の特徴とを比較したものが次の図表です。

ジュニアNISAと他の所得税（運用益）非課税制度との特徴比較

	ジュニアNISA	NISA	財形貯蓄制度		確定拠出年金		マル優	特別マル優
			財形住宅	財形年金	企業型	個人型		
利用できる人	20歳未満なら誰でもOK	20歳以上なら誰でもOK	勤め先が制度を導入していることが条件 契約締結時において55歳未満			加入する年金制度による 65歳未満	障害者・寡婦等に限られる	
取扱金融機関	自由に選べる	自由に選べる	勤め先が提携している金融機関に限られる			自由に選べる		
運用できる金融商品	上場株式、株式投信、ETF、上場REITなど	上場株式、株式投信、ETF、上場REITなど	事実上、預金商品しか選択できないケースが多い		株式投信、公社債投信、保険商品、預貯金など		預貯金、公社債、公社債投信	国債、地方債
払い出しの制限	原則18歳以後に払い出す（要件違反は過去全期間遡及課税）	なし（ただし、非課税枠は消費する）	原則住宅取得目的に限られる（要件違反は5年遡及課税）	原則年金目的に限られる（要件違反は5年遡及課税）	60歳到達時まで原則払い出せない		なし（払い出し後、非課税枠は復活する）	

(注)この表は、各制度の概要を説明したものです。各制度の詳細は、各制度の解説の回を参照してください。
ジュニアNISAと他制度を比較して各項目の内容が同じもの、または類似しているものを網掛け表示しています。
(出所)大和総研作成

運用益が所得税非課税となる制度のうち、20歳未満の人が利用できるものは、ジュニアNISA以外にはほとんどありません。20歳未満でも既に働いている場合に、勤め先で財形や企業型確定拠出年金を利用できる可能性がある程度です。

3. 「世帯単位」でジュニアNISAを活用する場合

NISAの非課税枠は(2016年以後)年120万円ですので、5年累計で600万円です。これより多くの金額を上場株式や株式投信で運用したいと考えると、NISAの枠内には収まらず、所得税が課税となる通常の証券口座での運用を視野に入れなければなりません。

そこで、子どものジュニアNISAを利用すれば、世帯単位ではもっと多くの金額を所得税非課税で運用できるのではないかと考える人もいるのではないかと思います。例えば、夫婦2人と20歳未満の子ども2人の4人世帯であれば、世帯合計でのNISA・ジュニアNISAの非課税枠は、(2016年以後)年400万円³、5年累計では2,000万円となります。非課税枠が累計2,000万円あれば、上場株式や株式投信で運用しようと思う金額の全てがNISAおよびジュニアNISAの非課税枠の範囲内に収まる世帯も多くなるものと思います。

ただし、同一世帯の家族であってもNISAやジュニアNISAの口座内の資産は口座開設者それぞれが所有しているものであることと、ジュニアNISAの口座内の資産は原則口座開設者が18歳になるまで引き出さないように運用すべきものであることの2点には注意が必要です。

³ 120万円×大人2人+80万円×子ども2人=400万円

ジュニアNISAの口座内の資産はそれぞれの財産であるため、自分の資産を持っていない子どもが上場株式や株式投信を購入するための資金は親や祖父母などが贈与により渡す必要があります。ジュニアNISAは所得税の非課税制度であって贈与税の非課税制度ではありません。ですが、贈与税には年110万円の基礎控除がありますので、ジュニアNISAで上場株式や株式投信を購入するための資金は、年110万円の範囲内で贈与するとよいでしょう。

また、ジュニアNISAで保有する上場株式や株式投信が口座開設者本人のものである以上、たとえ子どもの希望する進路が親の望むものでなかったとしても、親が子どものジュニアNISAの資産を取り上げることはできません。子どもの進路によって親がどの程度支援するかを判断しようと考えている（親の支援の度合いによって子どもの進路選択に影響を与えようと考えている）場合は、予め子どもに資金を贈与するのは適当でないかもしれません。

4. 時期の制約はあるが使途の制約はない

ジュニアNISAで運用する資金は（親や祖父母が子どもに贈与した上で、）子どもが18歳以後に使うべき資金に充てるものとなるでしょう。18歳以後というと、子どもが高校卒業後に、大学や専門学校等に進学する際にその入学金や授業料等、あるいは下宿代や留学費用などに充てることがイメージされるところですが、ジュニアNISAの資金は使用時期についての制約はあっても使途についての制約はありません。必ずしも子どもの教育資金に充てる必要はないのです。

もし、ジュニアNISAで形成された資金のほかに大学や専門学校などの費用を親や祖父母などが別途用意できる場合、子どもはシードマネー（種銭）を持って社会に出ることができます。

仮に、子どもが贈与を受けた資金をジュニアNISAで運用し、500万円（400万円＋運用益100万円）分の上場株式や株式投信を持って社会に出ることができるとします。この場合、そのまま元本を取り崩さないとしても、年率リターンを5%とすると年25万円、年率リターンを3%としても年15万円もの運用益を生涯にわたって手にすることができ、生涯の消費水準の向上に資することになります⁴。

フィナンシャルプランニングの観点では、失業や病気などに備えて半年や1年分の生活費を流動性の高い資産で確保しておいた方がよいと言われることも多くあります。一般的にはそれだけの資産を形成するまでに5年や10年を要するものと考えられますが、500万円の上場株式や投資信託を持って社会に出れば、これをいきなりクリアし、社会人1年目から安定した家計運営を行うことができます。

また、500万円の資金があれば、事業を興すことも視野に入る可能性があります。国内最年少で株式公開を達成したリブセンスの村上社長も、創業資金の一部につき親から資金提供を受けたことが成功の要因の一つになっていたと言われています。

子どもや孫のために贈与できる資金がある場合、教育資金に限らず、ジュニアNISAを使って

⁴ ここでは、税・手数料等は考慮していない単純計算です。

シードマネーを渡すことの意義は大きいのです。

5. ジュニアNISAではどのように運用する？

ジュニアNISAで運用する資産は、あくまでも20歳未満の口座開設者本人のもので、多くの場合は親や祖父母から贈与された資産となるでしょうが、一度贈与された以上、資産は本人のもので、親は本人を代理して資産の運用管理を行う立場にあります。したがって、ジュニアNISAで購入する金融商品については、口座開設者本人に適合するものを選ぶべきでしょう。

口座開設者本人への適合性については、その資金が大学等の授業料等に充てられるべきものなのか、それとも大学等の授業料等は別に準備されるものなのかの2パターンで考えるのがよいのではないかと思います。

ジュニアNISAで運用される資金が大学等の授業料等に充てられるべきものである場合は、「18歳時点」を意識した運用が必要となります。この場合、口座開設者が幼いうちはある程度リスクを取って、中長期で物価変動率を上回る（少なくとも、物価変動率を下回らない）リターンを追求すべきでしょう。

大学の授業料は今も10年後も同じ金額であるわけではありません。将来、物価が上昇すれば、物価上昇率と同程度くらいは大学の授業料も上昇することが考えられます。このため、一時的には損失が生じる可能性があっても、18歳時点までを考えれば物価変動率と同等以上のリターンを確保できる可能性の高い運用を行うとよいでしょう。

もっとも、口座開設者が18歳になる直前に大きな経済ショックが発生し、資産を大きく減らしてしまうと、その後の運用で損失を取り戻すのが難しくなります。このため、18歳が近づくにつれ、少しずつ高リターンよりも低リスクを重視する運用に切り替えていくとよいでしょう。

確定拠出年金制度においては、「18歳時点」ではないのですが、「退職時点」を意識して運用を行うターゲットイヤーファンドが準備されている場合があります。ジュニアNISAにおいても、こうした運用を行うターゲットイヤーファンドが購入できるようになることが期待されます。

一方、大学等の授業料等がジュニアNISAの資金とは別に準備されているのならば、特に「18歳時点」を意識してリスクを落としていく必要はありません。（現行制度上、NISAが存続している2023年までに）20歳になったら、ジュニアNISAの口座開設者は自動的にNISA口座が開設され、ジュニアNISAからNISAへのロールオーバーもできるようになります。「18歳」や「20歳」の時点を意識せずに、ジュニアNISAからNISAへ地続きに運用を続けることもできるのです。

6. 引き出せない分配金は意識せず、トータルリターンで考える

もしかすると、「ジュニアNISAで毎月分配型ファンドを購入すれば、毎月の子どものお小遣いを分配金で賄うことができる」と考えた人もいるかもしれません。しかし、ジュニアNISAの

未成年者口座内で保有している投資信託の分配金は全額課税未成年者口座にプールされるため、ジュニアNISAで毎月分配型ファンドを購入して毎月分配金が支払われたとしても、その分配金を引き出すことはできないのです⁵。

NISAや通常の証券口座では配当・分配金を引き出して生活費等に充てることができますので、資産を取り崩しながら運用を行う局面では配当・分配金の水準や頻度にも一定の意味がある場合もありました。しかし、ジュニアNISAにおいては配当・分配金はそもそも引き出せないため、配当・分配金の水準や頻度は意識せずに、時価の変動も合わせた「トータルリターン」を意識した運用を行うことが重要になります。

また、NISAと同様に、ジュニアNISAでも分配金再投資で非課税枠を消費するしくみになっています。この点を考えると、ジュニアNISAもNISAと同様に、年1回分配型など、分配頻度の低い投資信託が向いていると言えるでしょう。

7. 投資教育を意識するなら

ジュニアNISAは、口座開設者が子どものころから親とともに資産運用に関わることにより、実践をともなった投資教育につながることを期待されています。ジュニアNISAを用いた投資を体験することで、若いころから経済や社会を見る目を養うとともに自分のライフプランを考える習慣もつけられます。もっとも、子どもへの投資教育を意識しながらジュニアNISAでの資産運用を行う場合は、子どもにとっての「わかりやすさ」も意識したいところです。

例えば、ニュースで頻繁に報道されている「日経平均株価」や「TOPIX」、「NYダウ」などの代表的な株価指数に連動する株式投信を購入し、それらの株価指数の動きや、変動の理由などについて親子で話し合うのもよいでしょう。日本経済を代表する企業や、子どもが関心を持つ企業の株式を購入し、その企業の株価・業績の変動を親子で見て話し合うのもよいでしょう。

もっとも、ジュニアNISAで形成する資金を大学等の授業料等に充てることを考えている場合は、いくら「わかりやすさ」を意識するとしてもジュニアNISAで1社だけの株式を購入するというのは、価格変動リスクを取りすぎでしょう。一般的に、個別株式の価格変動リスクは株式投信の価格変動リスクよりも大きくなりがちな点には注意が必要です。株式の複数銘柄の購入、株式投信や上場REIT等の他の商品も併せて購入するなどリスクを分散させることも検討すべきでしょう。

ジュニアNISAのまとめ

20歳未満の人にとって、ジュニアNISAは所得税非課税で資産運用できるほぼ唯一の制度です。

⁵ 要件外払い出しを行う場合や、上場株式の配当について配当の受け取り方法について「株式数比例配分方式」以外の方法を選択する場合（いずれも所得税非課税のメリットを享受できません）は以下では考慮しません。

ジュニアNISAで運用する資金は、口座開設者である子どものものです。親や祖父母などが子どもに贈与した資金をもって、親がジュニアNISAで上場株式や株式投信を買い付けるなど、親が子どもの資産の運用管理を行うことが一般的になるものと思われます。親子で話し合いながら投資を行い、子どもの投資教育に役立てることも期待されます。また、ジュニアNISAには、18歳までの払い出し制限があります。このため、ジュニアNISAで運用する資金は、子どもが18歳以後に使うべき資金に充てるものとなるでしょう。

ジュニアNISAは払い出し時期の制限はありますが、用途の制限はありません。ジュニアNISAで形成された資産を子どもの大学や専門学校等の授業料等に充てることもできますし、もし、ジュニアNISAで形成された資金のほかに大学や専門学校などの費用を親や祖父母などが別途用意できる場合、子どもはシードマネーを持って社会に出ることができます。

ジュニアNISAで運用される資金が大学等の授業料等に充てられるべきものである場合は、「18歳時点」を意識し、幼いうちはある程度リスクを取って物価上昇率を上回るリターンを追求する一方、18歳が近づくとつれ高リターンよりも低リスクを重視する運用に切り替えていくとよいでしょう。

ジュニアNISAで保有する上場株式や株式投信の配当・分配金は引き出せないため、配当・分配金の水準や頻度は意識せずに、時価の変動も合わせた「トータルリターン」を意識した運用を行うことが重要になります。株式投信で運用する場合は、NISAと同様に、年1回分配型など、分配頻度の低い投資信託が向いていると言えるでしょう。

(次回は、第1部③DCについて)

以上